

令和4年1月17日

各位

令和3年度マンション維持修繕技術者登録(新規) 御案内

一般社団法人 マンション管理業協会



謹啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼を申し上げます。

さて、この度当協会は、平成13年度より実施している標記認定資格の登録を今年度も実施いたしますので、御案内申し上げます。

謹白

記

本資格について

マンション維持修繕技術者資格認定事業は、一般社団法人マンション管理業協会（以下「協会」という。）が、マンションの維持保全に関する対応力の向上を図り、円滑な共同居住に関する社会的な要請に応えることを目的に行うマンション維持修繕技術者試験（以下「試験」という。）及びマンション維持修繕技術者登録（以下「登録」という。）により、マンションの建物と設備の維持修繕に関する知識及び技術を有していることを審査し認定している事業です。試験に合格し、かつ登録を受けた者に「マンション維持修繕技術者」の称号を付与しています。

令和4年4月より開始される「マンション管理適正評価制度」に関する、マンション維持修繕技術者を対象とした移行講習（令和4年秋より開催予定）の受講資格は、「登録者」に限られます。また、この制度への活用に伴う変更として、試験に合格し登録をされた事の無い方が、登録申請書の提出のみで、マンション維持修繕技術者登録証の交付を受けることが出来るのは、今年度（令和3年度）までとなります。ご注意ください。

登録の詳細は下記URLを御参照ください。

http://www.kanrikyo.or.jp/iji/iji_R03/r3_shinkitouroku.pdf

注1：来年度（令和4年度）以降に上記登録証の交付を受けようとする場合は、登録者の方が5年に1度の更新の際に受講する「登録更新講習（1年に1度開催）の受講」が必要となります。

注2：移行講習の詳細は、今後、弊協会のHPで公表します。

「マンション管理適正評価制度」の詳細は <http://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/index.html> 御参照ください。

登録の問い合わせ窓口

一般社団法人 マンション管理業協会 試験研修部（専門課程研修係）

TEL 03-3500-2720（平日 月～金：9～17時）

FAX 03-3500-1261 メール shikenkenshu@kanrikyo.or.jp

メールでのお問い合わせは、返信に時間をいただく場合があります。

登録申請書の送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 2階

一般社団法人 マンション管理業協会 試験研修部